

東京都市計画地区計画の変更（新宿区決定）

都市計画西新宿一丁目7地区地区計画を次のように変更する。

名称		西新宿一丁目7地区地区計画					
位置※		新宿区西新宿一丁目及び西新宿七丁目各地内					
面積※		約2.4ha					
地区計画の目標		<p>新宿駅西口周辺は、多数の鉄道・バス路線の集結する新宿西口駅前広場正面に位置し、東京の中心地にふさわしい業務・商業に限らず教育・文化交流の賑わいと活力のあるまちづくりを進める地域である。</p> <p>このため、本地区は、「新宿区都市マスタープラン」（平成29年12月、新宿区）や「新宿の拠点再整備方針」（平成30年3月、東京都・新宿区）などの上位計画との整合や周辺のまちづくりとの連続性を図りながら、駅周辺の回遊性を高めるべく、良好な歩行者空間を確保するとともに、魅力ある複合的な市街地の形成を目標とする。</p>					
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	都心の駅前にふさわしい機能と環境を整備するため、地区全体として高度利用を図りながら、既存の業務・商業機能と教育・文化交流機能の融合した地区を形成する。					
	地区施設の整備の方針	<p>1. 既存デッキへの接続、延伸を行い、将来への拡張性や回遊性を踏まえた歩行者ネットワーク整備を図る。</p> <p>2. 既存の地下道や民間地下施設との連携に留意しながら、地下道接続及び地下歩行者連絡通路の整備により駅周辺の回遊性を確保し、地下歩行者ネットワークの充実・強化を図る。</p> <p>3. 地上、地下、デッキの歩行者空間の連携を図り、バリアフリーに留意した重層的な街の回遊性を確保する。</p>					
	建築物等の整備の方針	業務・商業・教育・文化交流機能等を導入し、駅前にふさわしい賑わいを誘導する。					
地区整備計画	位置	新宿区西新宿一丁目地内					
	面積	約0.9ha					
	規模 地区施設の配置及び	種類	名称	幅員	延長	面積	備考
		その他の 公共空地	歩道状空地	4 m	約65m	約255㎡	新設
			区道上空横断歩廊	4 m	約10m	約40㎡	新設
			東西デッキ	4 m	約62m	約260㎡	新設
南北デッキ①			4 m	約56m	約225㎡	新設	
南北デッキ②	4 m		約0.1m	約0.4㎡	新設		

		地下歩行者連絡通路①	6 m	約60m	約520㎡	新設
		地下歩行者連絡通路②	6 m	約10m	約60㎡	新設
		地下歩行者連絡通路③	6 m	約0.7m	約4㎡	新設
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限※	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項から第10項に該当する営業の用に供する建築物は建築してはならない。				
	建築物の敷地面積の最低限度	1,000㎡以上				
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の外壁の色彩については、街並や周辺環境に配慮するものとする。				

※は知事協議事項

「地区計画及び地区整備計画の区域並びに地区施設の配置は、計画図に示すとおり」

理由：新宿駅直近地区地区計画の決定に伴い区域の整合を図るため、地区計画を変更する。